

○御嵩町オフセット・クレジット販売要綱

平成28年4月21日

訓令甲第19号

(趣旨)

第1条 この要綱は、国内クレジット制度及びJ-クレジット制度に基づき、御嵩町（以下「町」という。）が取得し、及び管理するオフセット・クレジット（以下「クレジット」という。）を、カーボン・オフセットに取り組む事業者、団体、個人等（以下「事業者等」という。）に販売することについて必要な事項を定めるものとする。

(定義)

第2条 この要綱において、次の各号に掲げる用語の意義は、当該各号に定めるところによる。

(1) カーボン・オフセット 日常生活及び経済活動において避けることができない二酸化炭素等の温室効果ガスについて、排出量の削減努力を行ったにもかかわらず、削減できなかった当該排出量を、省エネルギー機器の導入による削減量及び森林経営取組等による吸収量により埋め合わせることをいう。

(2) オフセット・クレジット カーボン・オフセットの取引の単位量をいう。

(購入者の募集等)

第3条 町長は、クレジットの購入者（以下「購入者」という。）の募集について、町ホームページ等により行うものとする。

2 クレジットの販売は、町が保有する数量の範囲内で行うものとする。

(販売単価及び最低販売量)

第4条 クレジットの販売単価は、町長が別に定める。

2 クレジットの最低販売量は、1トン（t-CO₂）とし、1トン（t-CO₂）単位で販売するものとする。

(購入の申込み等)

第5条 クレジットの購入を希望する者（以下「購入希望者」という。）は、御嵩町オフセット・クレジット購入申込書（別記様式第1号）、御嵩町オフセット・クレジット購入計画書（別記様式第2号）及び事業者（団体）の概要調書（別記様式第3号）に必要事項を記入の上、窓口を持参又は郵送のいずれかの方法により申込みをしなければならない。ただし、次の各号のいずれかに該当する事業者等は、申込みの対象外とする。

(1) 暴力団（御嵩町暴力団排除条例（平成24年条例第19号）第2条第1号に定める暴力団をいう。）又は暴力団員（同条例第2条第2号に定める暴力団員をいう。）の統制下にあると認めるに足りる理由がある事業者等

(2) 各種法令に違反している事業者等

(3) 正当な理由がなく行政機関による行政指導に対し改善がなされていない事業者等

(4) 違法又は不適當な行為により営業停止その他の不利益処分を受けている事業者等

(5) 町税等を滞納している事業者等

(6) その他カーボン・オフセットの適正な実施ができないと認められる事業者等

2 町長は、前項の規定による申込みがあった場合で必要と認めるときは、購入希望者に対しクレジットの使用に関する資料の提出を求めることができる。

(購入者の決定)

第6条 町長は、前条第1項の規定による申込みがあったときは、その内容を審査した上で、購入の適否を決定し、御嵩町オフセット・クレジット購入適否決定通知書（別記様式第4号）により購入希望者に通知するものとする。

(契約の締結)

第7条 町長は、前条の規定により購入者を決定したときは、クレジットの売買に係る契約書を作成し、契約を締結するものとする。

(売買代金の納付)

第8条 購入者は、クレジットの売買代金を町長が指定する期日までに、町が発行する納入通知書により納付しなければならない。

(クレジットの移転及び無効化)

第9条 町長は、前条の売買代金の納付を確認したときは、オフセット・クレジット登録簿システムの町の保有口座から当該購入者が指定する保有口座への移転手続を行うものとする。

2 購入者は、保有口座に移転されたクレジットの無効化を速やかに行うものとし、原則として移転の日から2か月以内に、当該クレジットの無効化を行ったことを証明する書面を町長に提出するものとする。ただし、購入者が仲介事業者の場合は、この限りでない。

3 購入者がオフセット・クレジット登録簿システムにおける口座を有しないとき、及び口座を指定しないときは、町長がクレジットの無効化を行うものとする。

(令4訓令甲30・一部改正)

(購入後の報告)

第10条 町長は、購入者に対して、クレジットの使用内容等について報告を求めることができる。

2 購入者は、前項の規定により報告を求められたときは、速やかに購入したクレジットの使用内容等について報告しなければならない。

(適用除外)

第11条 入札及び市場（この条において「入札等」という。）を通じてクレジットを売買する場合は、第5条から前条までの規定にかかわらず、当該入札等の定めによるものとする。

(令4訓令甲30・追加)

(その他)

第12条 この要綱に定めるもののほか、必要な事項は、町長が別に定める。

(令4訓令甲30・旧第11条線下)

附 則

この訓令は、公布の日から施行する。

附 則（令和4年訓令甲第30号）

この訓令は、公布の日から施行する。

別記様式第1号（第5条関係）

年 月 日

御嵩町長 宛

住所又は所在地
氏名又は名称
代表者氏名 印
電話番号

御嵩町オフセット・クレジット購入申込書

クレジットを購入したいので、御嵩町オフセット・クレジット販売要綱第5条第1項の規定により次のとおり関係書類を添えて申し込みます。

1 購入品目、購入数量

品 目	数 量 (t-CO ₂)

2 添付書類

(1) 御嵩町オフセット・クレジット購入計画書（別記様式第2号）

(2) 事業者(団体)の概要調書（別記様式第3号）

※個人の場合は不要

3 事業者及び団体の場合は、定款、会則等の写し又はこれらに代わるもの（任意様式）

別記様式第2号（第5条関係）

御嵩町オフセット・クレジット購入計画書

申請者	住所又は所在地	
	氏名又は名称	
	代表者氏名	
	電話番号	
	F A X	
	メールアドレス	
	担当部署 担当者名	
購入目的	※使用者、使用内容、使用量、使用時期等が決まっていれば記載してください。	
購入希望対象	国内クレジット ・ J-クレジット	
	購入希望数量：	t-CO2
	購入希望単価：	円/t-CO2（税込）
クレジットの移転 （いずれかに○）	ア オフセット・クレジット登録簿システムに保有又は保有 予定の指定する口座に移転を希望 名義 _____ 番号 _____ イ 口座を保有しないため、無効化を希望	
契約希望の時期	契約日を指定（ 月 日）・なるべく早く・指定しない	
御嵩町のホームペ ージへの掲載希望 について	いずれかに、○を付けてください。 ア 社名、購入品目、購入数量等をホームページで公表して も構いません。 イ 社名、購入品目、購入数量等をホームページで公表しな いことを希望します。	
確認事項	御嵩町オフセット・クレジット販売要綱第5条第1項各号の いずれかに該当 ア する イ しない	
その他		

別記様式第3号（第5条関係）

事業者（団体）の概要調書

商号又は名称	[設立年月： 年 月]	
所在地	電話番号	
連絡先 (上記と異なる場合)	電話番号	
代表者氏名		
事業責任者	氏名	電話番号
	メールアドレス	FAX
概要	従業員（会員）数： 資本金： 売上高： 経常利益： その他： ※ 記載可能な項目についてご記入ください。	
活動概要	※ 事業内容、活動拠点等をご記入ください。	

別記様式第4号（第6条関係）

第 号
年 月 日

様

御嵩町長



御嵩町オフセット・クレジット購入適否決定通知書

年 月 日付けで申込みがありましたクレジットの購入について決定しましたので、御嵩町オフセット・クレジット販売要綱第6条の規定により次のとおり通知します。

- 購入の適否：1 購入を認めます。
- 2 購入を認めません。

理由

（教示事項）

この処分に不服がある場合は、この処分があったことを知った日の翌日から起算して3か月以内に町長に対して審査請求をすることができます。ただし、この処分があったことを知った日の翌日から起算して3か月以内であっても、この処分の日

の翌日から起算して1年を経過したときは、審査請求をすることができなくなります。

また、この処分の取消しを求める訴えは、この処分があったことを知った日（上記審査請求をした場合は、当該審査請求に対する裁決があったことを知った日）の翌日から起算して6か月以内に町を被告として（町長が被告の代表者となります。）提起することができます。ただし、この処分があったことを知った日（上記審査請求をした場合は、当該審査請求に対する裁決があったことを知った日）の翌日から起算して6か月以内であっても、この処分の日（上記審査請求をした場合は、当該審査請求に対する裁決の日）の翌日から起算して1年を経過したときは、処分の取消しの訴えを提起することができなくなります。

別記様式第1号 (第5条関係)

別記様式第2号 (第5条関係)

別記様式第3号 (第5条関係)

別記様式第4号 (第6条関係)